



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 沖縄県税条例の規定による申告等の期限の指定（税務課） ..... 1
- 特定計量器の定期検査（消費・くらし安全課） ..... 1
- 県営土地改良事業変更計画の決定（村づくり計画課） ..... 2
- 公共測量の実施の通知（農地農村整備課） ..... 2
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出・3件（水産課） ..... 3
- 事業の認定（用地課） ..... 3
- 道路の区域の変更・4件（道路管理課） ..... 5

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（消費・くらし安全課） ..... 6
- 知事が施行者になった都市計画事業の施行についての周知（道路街路課） ..... 7
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知・3件（道路街路課） ..... 7
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） ..... 8
- 特定調達契約に係る落札者の決定（教育庁教育支援課） ..... 8

### 労働委員会事項

- 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定 ..... 8

## 告 示

### 沖縄県告示第523号

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号。以下「条例」という。）第11条の規定により、平成28年沖縄県告示第238号（沖縄県税条例の規定による申告等の期限の延長）において別に告示で定めることとされている期日は、その期限が平成28年4月14日から同年10月30日までの間に到来するもの（条例第18条第1項の規定により課する法人の県民税、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、第46条第1項の規定により課する法人の事業税、第60条の1の規定により課する地方消費税並びに第83条及び沖縄県税条例等の一部を改正する条例（平成27年沖縄県条例第36号）附則第10項の規定により課する県たばこ税に係るものを除く。）について、平成28年10月31日とする。

平成28年10月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 沖縄県告示第524号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成28年10月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
浦添市	平成28年11月16日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	内間公民館
	平成28年11月18日（金曜日） 午前10時から午後3時まで	中央卸売市場
	平成28年11月21日（月曜日） 午前10時から午後3時まで	屋富祖公民館
うるま市 赤野、赤道、安慶名、石川、石川赤崎、石川東山、 石川東山本町、石川曙、石川石崎、石川伊波、石川 嘉手苺、石川白浜、石川楚南、石川東恩納、石川東 恩納崎、石川山城、西原、宇堅、江洲、栄野比、大 田、兼箇段、川崎、川田、喜仲、喜屋武、具志川、 昆布、塩屋、州崎、平良川、高江洲、田場、天願、 豊原、仲嶺、前原、みどり町及び宮里	平成28年12月1日（木曜日） 午前10時から午後3時まで	赤野公民館
	平成28年12月2日（金曜日） 午前10時から午後3時まで	宮里公民館
	平成28年12月6日（火曜日） 午前10時から午後3時まで	うるま市石川庁舎
沖縄市	平成28年12月12日（月曜日） 午前10時から午後3時まで	中部農連市場
	平成28年12月13日（火曜日） 午前10時から午後3時まで	諸見里公民館
	平成28年12月14日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	登川公民館

注意 検査時間のうち、午後零時から午後1時までの時間については、検査を行わない。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査 実施なし

### 沖縄県告示第525号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、谷川地区県営土地改良事業（老朽用排水施設）変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年10月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 縦覧に供する書類 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する期間 平成28年10月11日から同年11月8日まで
- 縦覧に供する場所 伊平屋村役場
- その他 この告示に係る変更計画（以下「変更計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、変更計画の決定については、上記の審査請求のほか、変更計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

### 沖縄県告示第526号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年10月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 公共測量を実施する地域 宮古島市城辺地内（下南地区）
- 公共測量を実施する期間 平成28年10月1日から平成29年3月31日まで
- 作業種類 公共測量（基準点測量）

**沖縄県告示第527号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成28年10月7日から同月21日まで伊江漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成28年10月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 発起人の住所及び氏名 伊江村字川平485番地の2 上間直也、伊江村字川平511番地 大城重光
- 2 加入区 伊江加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 伊江漁業協同組合

**沖縄県告示第528号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成28年10月7日から同月21日まで八重山漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成28年10月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 発起人の住所及び氏名 石垣市新栄町77番地3 仲田森浩、石垣市登野城46番地1 當間良美
- 2 加入区 石垣加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 八重山漁業協同組合

**沖縄県告示第529号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成28年10月7日から同月21日まで与那国町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成28年10月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 発起人の住所及び氏名 与那国町字与那国4022番地の244 後間貞光、与那国町字与那国4022番地の80 川田智志
- 2 加入区 与那国加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 与那国町漁業協同組合

**沖縄県告示第530号**

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成28年10月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 起業者の名称 伊江村
- 2 事業の種類 西江前コミュニティ供用施設駐車場等整備事業
- 3 起業地

- (1) 収用の部分 沖縄県国頭郡伊江村字川平下原地内
- (2) 使用の部分 なし

#### 4 事業の認定をした理由

##### (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

西江前コミュニティ供用施設駐車場等整備事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である伊江村が事業主体となって、起業地内に、西江前コミュニティ供用施設の駐車場、倉庫及び車庫を整備する事業であるところ、当該駐車場等は法第3条第32号に定める地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

##### (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

伊江村は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号への要件を充足すると判断される。

##### (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

###### ア 事業の施行により得られる公共の利益について

伊江村では、地域の社会教育団体の活動を支援し、公民館やコミュニティ施設等の生涯学習環境の整備に取り組んできた。また、伊江村第4次総合計画においても、生涯学習を施策として位置付け、公民館やコミュニティ施設などの既存施設の機能拡充により利便性を向上させ、より多くの生涯学習機会の提供に取り組むこととしている。

西江前コミュニティ供用施設（以下「本施設」という。）は、伊江村の8つの行政区の内、5つの行政区を対象に、地域団体のコミュニティ活動の拠点施設として整備された。本施設では、来館の交通手段として自家用車が多く利用されており、サークル活動等の利用が重なる時は、既存の駐車場の収容能力を超える利用者が来館するため、敷地内に駐車できず、路上駐車といった危険行為が発生している。また、備品等を保管する倉庫及び行事等の送迎の際に利用する車両を収納する場の確保も課題となっている。

本件事業は、このような状況に対応するために計画されたものであり、本施設の駐車場、倉庫及び車庫を整備する事業である。本件事業の施行により、施設の機能拡充による利便性が向上されるとともに、路上駐車による周辺住民等の安全性の確保に寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

###### イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定された周知の埋蔵文化財包蔵地や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されていないが、確認された場合には各関係部署と十分な調整を行うとともに、各関連法に基づき適切な措置を講ずるとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

###### ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、本件事業に必要な面積が確保できること、経済性、工法の合理性等から3案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

よって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

##### (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

###### ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、伊江村第4次総合計画に基づき計画された事業である。また、地元自治会からも駐車場等の整備に係る要請書が提出されていることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

###### イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全ての土地が本件事業の用に半永久的に供されるものであることから、収用とすることに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て満たしているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 伊江村建設課

**沖縄県告示第531号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成28年10月7日から同月21日まで一般の縦覧に供する。

平成28年10月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 2号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	国頭村字与那1041番4から 国頭村字与那1040番1まで	44.3m ～ 76.5m	85.8m
新	国頭村字与那1041番4から 国頭村字与那1040番1まで	57.1m ～ 99.0m	85.8m

**沖縄県告示第532号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成28年10月7日から同月20日まで一般の縦覧に供する。

平成28年10月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那覇内環状線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	那覇市字小禄1195番2から 那覇市字小禄168番まで	6.0m ～ 7.8m	663.5m
新	那覇市字小禄1195番2から 那覇市字小禄168番まで	13.0m ～ 16.0m	663.5m

**沖縄県告示第533号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成28年10月7日から同月20日まで一般の縦覧に供する。

平成28年10月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 62号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	那覇市字小禄784番4から 那覇市字宇栄原11番11まで	8.5m ～ 13.0m	668.0m
新	那覇市字小禄784番4から 那覇市字宇栄原11番11まで	13.0m ～ 22.5m	668.0m

### 沖縄県告示第534号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成28年10月7日から同月20日まで一般の縦覧に供する。

平成28年10月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 与那国港線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	与那国町字与那国85番1から 与那国町字与那国56番3まで	5.0m ～ 7.0m	427.0m
	与那国町字与那国56番3から 与那国町字与那国2番4まで	10.3m ～ 20.0m	289.0m
新	与那国町字与那国123番7から 与那国町字与那国56番3まで	9.5m ～ 21.8m	325.7m
	与那国町字与那国56番3から 与那国町字与那国2番4まで	10.3m ～ 20.0m	289.0m

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課において、平成28年10月31日まで縦覧に供する。

平成28年10月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成28年9月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人雄飛ツーリズムネットワーク
- 3 代表者の氏名 松田健人
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県国頭郡金武町字金武4572番地仲間ハイツ2-202
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県住民及び本土からの観光客に対して金武町の産業（農業、漁業、文化）等の体験プログラムに参加を募り、体験を通して自然環境の大切さを感じてもらい、環境の保全に配慮しつつ、産業観光を目的とする新しい町づくりに関する事業を行い、また各種団体に助言、提言、または支援、協力をを行うことで、町づくりの推進に寄与することを目的とする。



---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年10月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・5・25号小禄名嘉地線及び3・5・2号赤嶺名嘉地線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 沖縄県那覇市宇栄原2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目並びに豊見城市宇名嘉地地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成28年9月27日から平成35年3月31日まで

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年10月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 名護都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・4号伊差川線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成19年7月3日から平成33年3月31日まで

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年10月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 名護都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・4号伊差川線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成20年1月4日から平成33年3月31日まで

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年10月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・5・25号小禄名嘉地線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成14年11月11日から平成31年3月31日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年10月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年5月18日 沖縄県指令土第443号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字兼久古川原181番8及び181番13
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字兼久24番地の2 宮里進輝
- 5 検査済証番号 平成28年9月28日 第4324号
- 6 工事完了年月日 平成28年9月14日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成28年10月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 教育用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借（設置及び設定業務を含む。） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県教育庁教育支援課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札を決定した日 平成28年9月5日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社創和ビジネス・マシズ 那覇市泉崎2丁目23番2号
- 5 落札金額 251,934,364円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成28年7月26日

## 労働委員会事項

### 沖縄県労働委員会告示第4号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

なお、平成25年沖縄県労働委員会告示第2号は、廃止する。

平成28年10月7日

沖縄県労働委員会

会長 藤 田 広 美

- 1 地方公営企業等の名称 沖縄県病院事業



- 2 組合の名称又は表示 前項に掲げる事業に従事する職員が結成し、又は加入する労働組合
- 3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

勤務箇所		労働組合法第2条第1号に規定する者
沖 縄 県 病 院 事 業 局  出 先 機 関	本庁機関	医療技監 参事監 病院事業統括監 参事
	県立病院課	課長 総務企画監 経営企画監 医療企画監 看護企画監 副参事 主幹（整備IT担当及び新八重山病院・施設整備担当の主幹を除く。） 人事、給与、服務、労使関係及び組織定数担当の主査 人材確保担当の主任技師
	北部病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
	中部病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
	南部医療センター・ こども医療センター	院長 副院長 母子センター長 医療部長 事務部長 総務課長 経 営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
	宮古病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
	八重山病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
精和病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 看護部長 副看護部長	

- 4 認定年月日 平成28年9月20日

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地4</p>
--	--